

平成28年10月7日

原子力安全対策室

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」  
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成28年9月分）について

本日、北陸電力(株)から「連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ（定期的に連絡するもの）（平成28年9月分）に該当する事象として、以下の連絡があった。

志賀原子力発電所2号機 原子炉建屋内への雨水の浸入について

9月28日未明からの志賀町での大雨により、志賀原子力発電所2号機の原子炉建屋内へ雨水（6.6m<sup>3</sup>）が流入した。

原因は、原子炉建屋外のピットに大量の雨水が流れ込み、その一部が建屋内へケーブルを通すための開口部を通して流入したものの。

雨水流入により、照明用の分電盤で一時、漏電を示す警報が発生したが、原子炉の安全系に係る設備への影響はなかった。

また、建屋内床にたまった水からは、放射性物質は検出されていない。

北陸電力では、雨水の流入に関して再発防止対策を行う予定としており、県では、今後の立入調査で実施状況を確認していくこととしている。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

問い合わせ先

石川県危機管理監室

原子力安全対策室

外線直通 076-225-1465

県庁内線 4310